

茶園を集積する農業者の取組を支援します (富士市茶園集積推進事業のお知らせ)

【事業概要】 茶園の集積を進め、茶業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて新たに借り受けた茶園に対し、以下の取組メニューを行う場合に、経費の一部を助成します。

【実施主体】 農業経営を行う茶工場、茶工場の中心となる担い手(個人可)

【助成方法】 以下の取組メニューのうち、実施したポイントの合計が100ポイント以上の場合に助成します。

【助成額】 定額2.5万円/10a

【事業メニュー】

(10a当り)

茶樹の改良	取組メニュー	ポイント
乗用摘採機の活用	①枕地の抜根、整地(両側)	17
	②枕地の抜根、整地(片側)	8
	③畝方向の統一(抜開、抜根)	78
	④耕作道整備	17
連坦のための高さ調整	⑤中切り又は台切り	93
	⑥深刈り	37
樹勢回復	⑦土壌改良(堆肥散布)	53
	⑧深耕	51
	⑨初期除草(手取り)	18



【事業実施に当たっての注意事項】

- ①本事業は、新たに農地中間管理事業を活用して借り受けた茶園が対象になります。令和4年度の補助事業を申請する場合、**令和4年度内**または**令和3年度内**に借り受けた茶園での取組みが助成対象となります。
- ②本事業は、静岡県の茶園集積推進事業と要件が一部異なります。静岡県の茶園集積推進事業の申請を希望される方は、富士市農政課までご相談下さい。

問合せ

富士市役所農政課 0545-55-2781